

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年 6 月横浜市条例第 41 号。以下「一部改正条例」という。）により横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）の題名が改められたことに伴う所要の改正を行う等のために、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則（平成 8 年 3 月横浜市規則第 7 号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 一部改正条例により条例の題名が改められたことに伴い、規則の題名を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則」に改めます。
- (2) 一部改正条例により「喫煙禁止地区」が「喫煙禁止重点地区」に改められたことに伴い、規則第 3 条の 2 及び様式中の文言を改めます。
- (3) その他文言の整備を行います。

3 意見公募手続

法令等の改正に伴い当然必要とされる改正等のため、要綱第 5 条第 4 項第 8 号の規定により、意見公募手続は実施しません。

4 公布・施行日

(1) 公布日

令和 8 年 9 月 25 日発行の横浜市報に登載して公布します。

(2) 施行日

令和 9 年 1 月 19 日から施行します。